



流 教 函 第 8 号

令和 8 年 5 月 2 7 日

流山市生涯学習審議会会長 様

流山市教育委員会



「第3次流山市子どもの読書活動推進計画」の策定について(諮問)

流山市生涯学習審議会条例第2条の規定に基づき、貴審議会に「第3次流山市子どもの読書活動推進計画」の策定について、御意見をいただきたく諮問します。

記

(理由)

「子どもの読書活動の推進に関する法律」(平成13年法律第154号)第9条第2項の規定により、市町村は、市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画を策定するよう努めなければならないとされています。

本市教育委員会では、国の子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画及び千葉県子どもの読書活動推進計画を基に、流山市総合計画、流山市教育振興基本計画との整合を図り、平成29年度から令和3年度までを計画期間とする「流山市子どもの読書活動推進計画」を策定した後、令和4年度から令和8年度までを計画期間とする「第2次流山市子どもの読書活動推進計画」を策定し、より充実した子どもの読書環境の整備や読書活動の推進を図るための施策を進めてきました。

このたび、令和9年度から施行予定である「第3次流山市子どもの読書活動推進計画」を策定するに当たり、市内の子どもたちの読書活動を推進する施策の方向性等について、ここに諮問するものです。